

第25期第25回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和7年8月5日(火曜日) 13:27~14:30

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第10番	田村伊佐雄
第2番	安藤育雄	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	眞鍋篤俊
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第7番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第3番	加藤宏司	第9番	近藤美喜男
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第5番	小野義尚	第12番	飯尾博光
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	神野伸二	第14番	神野鉄治
第8番	神野明仁		

(3) 欠席委員

第1番	矢野一臣	第2番	近藤孝志
第10番	千葉英明		

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	竹林啓
事務局次長	中島康治	主任	井上貴清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について

農政関係 農地パトロールについて

次期改選について

◇

13時27分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人、推進委員11人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

【藤田会長】

皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから第25回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係は議案第1号から第4号まで、農政関係は「農地パトロールについて」と「次期改選について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において田村伊佐雄委員と田坂健次委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号は決議事項、第2号から第4号までは意見事項となっております。加えまして、報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は3件です。

2ページをお開きください。

37番、大生院字本村、畑1筆、面積426㎡、譲受人は市内在住の1-1さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

38番、桜木町、畑1筆、面積218㎡、譲受人は市内在住の1-2さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは柑橘及び季節野菜を予定しているとのことです。

3ページを御覧ください。

39番、船木字池田、田1筆、面積578㎡、譲受人は市内在住の1-3さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、贈与により申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

以上、37番から39番までのいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしくお願いいたします。

なお、前回保留となりました3条申請の件につきましては、報告事項にて御報告させていただきます。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、37番は土岐典子委員から、38番は近藤孝志委員が欠席のため事務局から、39番は星加誠委員からそれぞれ報告をいただきます。

まず、土岐典子委員お願いします。

【土岐（典）委員】

7月25日に現地の確認を行いました。本人さんともお話をさせていただいたのですが、自宅敷地に少しだけ畑を耕作されていて、約10年前からお母さんと2人で作業をされているということでした。申請地は適切に草刈り等の管理をされており、農機具も耕耘機が1台あるということですので、そちらも問題ないかと思えます。これらにより、許可後すぐに耕作可能であると判断いたしました。御審議よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、事務局お願いします。

【原事務局長】

7月18日付けで、近藤孝志委員さんから、申請地につきましては、柑橘類と野菜等

が半々で作付けされており、境界等も明確であり、地域との調和要件についても問題ないとの報告を受けております。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、星加誠委員をお願いします。

【星加委員】

先々月に報告させていただいた土地になりますが、前申請人が許可後に諸般の事情によって耕作できなくなったため、この度、1-3さんが新たに申請するという流れになりました。7月25日に申請地の現地確認を行ったところ、草刈りされており、住宅に囲まれた農地ということで、境界は明瞭ですし、周辺農地への影響もありません。申請人は、農業経験は全くありませんが、個人で土木業を営んでおられるということで、早速草刈だけは自身で行ったことを電話で聞き取りました。意欲は十分に感じられ、今後の作付けも前向きに進むものと見込まれ、許可しても特に問題ないだろうと思います。御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、37番から39番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

4ページをお開きください。

議案第2号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第2号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で申請件数は1件です。

5ページを御覧ください。

5番、田所町、田1筆、申請人は2-1さん。内容は露天駐車場で、一体利用地として議案第3号98番で同時申請の田2, 101㎡があり、農地区分は農用地区域からの除外がされており、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上の事案につきましては、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしくをお願いします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、5番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

6ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第3号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で申請件数は12件です。

7ページを御覧ください。

92番、中筋町一丁目、田2筆、譲受人は3-1さん。内容は自己住宅1戸108.48㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

93番、高田一丁目、田2筆、譲受人は3-2さん。内容は自己住宅1戸98.95㎡及び宅地進入路、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。なお、進入路部分については転用後、譲渡人も引き続き残地農地への進入路として使用予定であることから、持分のみの移転となります。

94番、船木字元船木、畑1筆、譲受人は3-3さん。内容は露天資材置場、一体利用地として雑種地240㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断さ

れ、権利区分は所有権移転です。

8ページをお開きください。

95番、又野三丁目、畑4筆、譲受人は3-4さん外1名。内容は自己住宅1戸100.70㎡、一体利用地として宅地13.49㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

96番、又野三丁目、畑4筆、譲受人は3-5さん。内容は自己住宅1戸112.62㎡、一体利用地として宅地13.49㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

97番、庄内町六丁目、畑1筆、譲受人は3-6さん。内容は露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

9ページを御覧ください。

98番、田所町、田2筆、譲受人は3-7さん。内容は露天駐車場、一体利用地として議案第2号5番で同時申請の田445㎡があり、農地区分は農用地区域からの除外がされており、その他の農地である第2種農地と判断されます。権利区分は所有権移転です。

99番、外山町、畑3筆、譲受人は3-8さん。内容は自己住宅1戸61.27㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

100番、西泉町、田2筆、譲受人は3-9さん。内容は自己住宅1戸104.75㎡及び宅地進入路、一体利用地として公衆用道路15㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。なお、進入路部分については転用後、譲渡人も引き続き残地農地への進入路として使用予定であることから、持分のみの移転となります。

10ページをお開きください。

101番、角野新田町二丁目、畑2筆、譲受人は3-10さん。内容は露天資材置場及び露天駐車場、一体利用地として雑種地122㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

次の102番及び103番は、同一譲受人による同一目的の転用のため、一括して説明させていただきます。岸の上町一丁目、田計7筆及び畑1筆、譲受人は3-11さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はいずれもその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、92番から103番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

【藤田会長】

以上、92番から103番までについて質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

【渡邊委員】

98番につきまして、田所町の2筆を3-7さんが購入して転用するということですが、けれども、農業振興地域の農地を駐車場に転用することができる事情をもう少し詳しく説明していただけますか。

【井上主任】

現在、3-7さんの本所建物の建替えを行っておりまして、本所に事務所及び直売所を置き、その拡張として駐車場を造るという形で今回申請が提出されたものです。除外規定の中に、既存施設の拡張というところがございまして、隣接地で本所の事務所及び直売所を建てる、その拡張として除外が可能であるという判断が市農林水産課及び愛媛県から出ております。

【藤田会長】

本所を建て替え、直販所も同地ですから駐車場がないとのことですが、直販所の面積からして狭いというのなら、通常ですと農業振興地域の青地ですから、そこでしなくてもよいのではないかということになると思います。ですが、やはりそこでやりたいということで、それを担当課である農林水産課に書類を提出し、県知事の許可をもらうことによって、適用除外とすることができたという内容です。

一般的にそれはおかしいのではないか、そこは無理しなくてもよいのではないかというような御意見が挙がるものと考えておりましたけれども、そちらは特にないようです。先ほどの事務局の説明を踏まえ、92番から103番までについて、他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

11ページを御覧ください。

議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を議題

に供しますが、伊藤繁次郎委員、真鍋篤俊委員、渡邊勝俊委員、加藤宏司委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退室)

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第4号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)でございます。

当該計画(案)の内容といたしましては、田12筆、畑15筆、合計面積22,418.30㎡でございます。

12ページから14ページまでを御覧ください。

権利の設定を受ける者は、16番の4-1さんから42番の4-2さんまでの12名でございます。内訳といたしましては、新規設定が2筆、再設定が25筆、期間10年間の3筆、期間5年間の24筆、権利の種類は使用貸借権が23筆、賃貸借権が4筆となっております。なお、ここで4-2さんにつきまして、令和7年7月27日付けで、お亡くなりになられていることを確認いたしましたので、急遽ではありますが、取り下げとさせていただきます。

以上の事案につきまして、申出書等にて一般的な要件を満たしていることを確認しております。御審議よろしく願いいたします。

【藤田会長】

以上、16番から39番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を承認相当として機構に意見を送付いたします。

それでは議案第4号の審議が終了しましたので、委員の入室を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(委員入室)

休憩前に引き続き会議を開きます。

15ページを御覧ください。

報告事項は「農地法第3条の規定による許可申請取下げについて」です。事務局から報告をお願いします。

【竹林事務局次長】

7月7日の総会に上程されました議案第1号、農地の賃貸借権設定についての譲受人、5-1さんの事案につきましては、皆さまからの御意見を踏まえ、保留と決定していただき、ヒアリングや過去に許可した農地の継続調査を進めた上、本日の総会で最終判断をお願いする予定といたしておりましたが、本人から「農地法第3条の規定による許可申請取下願」が提出されましたので、御報告させていただきます。

【藤田会長】

続きまして、16ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもって暫時休憩いたします。

なお、14時10分から総会を再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、農政関係の議題に入ります。

まず、「農地パトロールについて」、事務局から説明をお願いします。

【中島事務局次長】

農地パトロールについて説明いたします。農地法第30条第1項で、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況調査を行うことが定められておりますので、今年度も実施いたします。調査手順につきましては、昨年度と同様となります。委員さんの担当区域ごとにお配りしておりますA4横の用紙の調査票、B版サイズの地図を使って御説明いたし

ます。それでは、お配りしております調査票を御覧ください。A4サイズの横書きでカラー印刷している分です。町名ごとに調査票を分けて、地番の若い順に並べております。調査表の左半分が基本情報となっており、左から所在地、地目、面積、所有者、耕作者を記載しております。耕作者の右側が昨年度の調査結果となっており、区分欄については、昨年度遊休農地であった場合は、1：農地法第32条第1項第1号（緑）もしくは2：農地法第32条第1項第1号（黄）と記載しております。また、遊休農地の区分とはせず、保留にしているものについては、保留と記載していますので、遊休農地だけではなく、昨年度保留にした箇所についてもパトロールをお願いいたします。また、現況と発生場所の区分については、昨年度の状況を記載しております。発生場所の区分の右隣のピンク色の欄に今回の調査結果を記入していただくようになりますが、営農再開の場合はア、保全管理の場合はウ、遊休農地の場合は×となります。右端は地図のページ番号となります。なお、ウ、遊休農地の場合については、更に、緑と黄色の区分を御記入ください。遊休農地の緑と黄色の判別の仕方については、別添資料。遊休農地の緑区分、黄区分の判断基準についてをお目通しください。遊休農地と判断した場合に、緑区分としては、草刈り等により、直ちに耕作することが可能な遊休農地、黄区分としては、重機等使用の実施により再生が可能な遊休農地として判別をお願いします。要するに、重機が不要な場合は、緑区分、重機が必要な場合は黄区分で判定してください。また、新規で発生した場合には、空白の用紙をつけていますので、そちらに記入をお願いします。続いて、地図についての説明ですが、昨年度の調査結果内容で色塗りをしております。遊休農地のうち、緑色に塗っているものは、緑区分の遊休農地で、黄色に塗っているものは、黄区分の遊休農地となっております。赤囲みで×を入れているものについては、保留分です。現地では地図に書き込み、あとから調査票に転記するなど各自で工夫していただき、調査結果を記入された調査票について、10月6日の総会までに事務局まで提出をお願いします。パトロールの際には、委員会親睦会よりお茶を買ってお渡しますが、暑い時期ですので、十分な水分補給と帽子をかぶるなどの熱中症対策をしてパトロールに臨んでください。また、パトロールについて、不明な点がございましたら、同行している事務局職員に御相談ください。

以上で説明を終わります。

【藤田会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等はございませんか。
また、お気づきの点がございましたら事務局に尋ねていただければと思います。
次に、「次期改選について」、事務局から説明をお願いします。

【原事務局長】

お配りしております、第26期農業委員会委員の定数について（案）ですが、内容につ

きましては、7月総会にて配布しました資料と同様となっております。先月の説明と重複しますが、新居浜市の令和7年1月1日現在の農地面積が約1,263haとなっており、第26期の農業委員の定数の上限が14人となります。また、農地利用最適化推進委員につきましても、農地100haに1人以下ですので、定数が13人となり、計27人となる予定です。ここで、資料の第26期農業委員会委員の定数について（案）を御覧ください。ここも先月の説明と重複となりますが、農業委員の5人減につきましては、中立委員と女性委員を、2つの団体からの推薦をいただいておりますが、この枠を中立委員に女性を推薦していただくことで、1人減らし、残りの4人につきましては、市内を以前の選挙区に分け、2人ずつ減とする案となっております。また、推薦委員につきましては、各地区に1人は必要ですので、第4地区、第6地区、第9地区のいずれかの地区の推進委員を1人減らす案となっております。以上、定数の案につきましては、先月の説明から変更はありません。もちろん、この提案以外の案でもかまいませんので、何か御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等はございませんか。

【藤田（隆）委員】

前回から前に進めるためにも、漠然とした案では駄目で、具体的な案を提示してほしい。

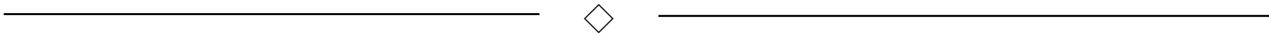
【藤田会長】

役員会で具体的な案をつめ、それを最終皆さんに提示することとします。以上をもちまして、第25回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。

14時30分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員